

第2次二宮町地域福祉計画

二宮町社会福祉協議会

第3次地域福祉活動計画

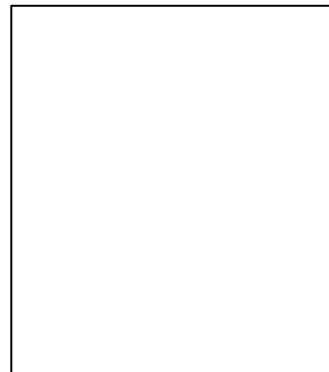
(骨子案 6月28日時点)

令和5年3月

二 宮 町

二宮町社会福祉協議会

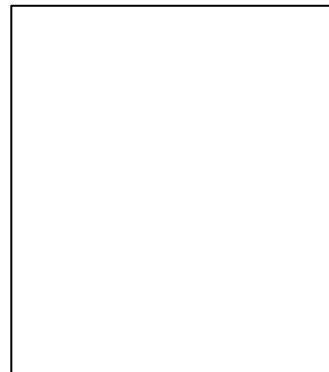
はじめに



令和5年3月

二宮町長 村田邦子

はじめに



令和5年3月

社会福祉法人二宮町社会福祉協議会
会長 関野 茂司

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画の趣旨と目的	2
1 計画策定の趣旨	2
2 地域福祉における役割	2
第2節 計画策定の背景	4
1 国の動き	4
2 県の動き	4
3 町の動き	5
4 町社会福祉協議会の動き	5
第3節 計画の概要	6
1 法的根拠	6
2 計画の位置付け	6
3 計画の期間	9
4 計画の推進体制	9
第2章 二宮町の地域福祉を取り巻く現状と課題	11
第1節 統計からみる現状	12
1 人口の現状	12
2 支援が必要な人の状況	13
第2節 町民意識アンケート結果からみる現状	17
1 実施概要	17
2 調査結果のまとめ	18
第3章 計画の基本的な考え方	20
第1節 計画の基本理念	21

第1章

計画の策定にあたって

第1節 計画の趣旨と目的

- 1 計画策定の趣旨
- 2 地域福祉における役割

第2節 計画策定の背景

- 1 国の動き
- 2 県の動き
- 3 町の動き
- 4 町社会福祉協議会の動き

第3節 計画の概要

- 1 法的根拠
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の推進体制

1 計画策定の趣旨

本町では、誰もが住み慣れた地域で、自立して暮らせるよう、町民、福祉事業者等、行政、町社会福祉協議会が一体となって地域福祉の充実に取り組んでいくため、平成29年に地域福祉計画を策定し、地域福祉の推進を図ってまいりました。

「地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉法の改正が進められ、各地で地域福祉の再構築が進められています。町においても、今後の少子高齢化や経済成長の鈍化を見据えるとともに、担い手や支援方法の多様化、社会技術の進化等の状況も踏まえ、個別の施策だけでなく、自助・互助・共助・公助がより連携できるように、公・共・私の在り方などを見直していくことが必要となります。

第2次二宮町地域福祉計画は、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現のため、また、保健福祉分野の計画を包括するとともに、地域福祉の担い手である二宮町社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が取り組む「地域福祉活動計画」と連携して一体的に策定し、本町の地域福祉をより一層充実させていきます。

2 地域福祉における役割

（1）地域福祉とは

「福祉」というと、高齢者や障がいのある人、子どもなど、対象者ごとに限定され、その対象者のためと思う方が少なくありません。しかしながら、福祉サービスを始めたとした支援を必要とするのは分野で分けられた特定の人だけではありません。地域には様々な方が住んでおり、課題や問題も多様であるため、福祉サービスだけでは対応できないことがあります。

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていけるような社会を実現するための取り組みのことです。一方で少子高齢化や核家族化の進行、価値観の変化や生活様式の多様化により、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。一人ひとりの福祉ニーズに対応し、その人らしい生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域住民が「我が事」と捉え、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

(2) 「自助」「互助・共助」「公助」の視点

地域福祉を推進するためには、個人、地域社会、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力していくことによってはじめて可能となります。住民一人ひとりの力（自助）、住民同士の力（互助）、社会保障などの相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）など、重層的に取り組むことが重要となるため、行政は必要なサービスを提供するとともに、「自助」「互助・共助」が生まれやすい環境づくりを進めていくことが期待されています。

地域福祉を進めるための視点

自助	自分や家族でできることは自分で行うこと
互助 共助	自分だけでは解決できないことは、地域で協力して行うこと （隣近所など、より身近な範囲での助け合い・支え合いの取り組みを「互助」、制度化された相互扶助を含めた地域ぐるみでの助け合い・支え合いの取り組みを「共助」として捉えます）
公助	地域でも解決できないことは、行政などが公的サービスとして行うこと

< 「自助」「互助・共助」「公助」の関係性 >



1 国の動き

国では、少子高齢・人口減少社会による経済・社会の危機を乗り越えるため、地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことができるよう、平成28年度から地域共生社会の実現に向けた取組等を進めているところです。

誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取組と、様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという地方創生の取組は別々のものではなく、地域福祉によって生活の質が向上することが地域の活性化につながり、また、生活の基盤としての地域社会が持続可能であることが地域福祉の推進に不可欠です。

そのため、地域共生社会を実現するには、福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市交通等も含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「コト」「お金」そして「思い」が循環し、支える・支えられるという関係性を越え、相互に支え合う関係性ができることが必要とされています。

このようななか、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法の一部が改正されました。改正法により、自治体は、保健医療、労働、教育、住まい、都市再生などの関連施策との連携により、地域生活課題の解決に努めることとされています

2 県の動き

神奈川県は、社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、平成27年3月に「神奈川県地域福祉支援計画（平成27年度から平成31年度）」を改定しました。その後、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現」を基本目標に、平成30年度を初年度とする「神奈川県地域福祉支援計画」改定計画※（平成30年度から平成32年度）を作成し、地域福祉の推進に取り組んでいます。

※新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和4年度に改定作業を行い、次期計画は令和5年度から開始時期を変更（当初予定からは2年遅れ）。改定までの期間は、現行計画等に基づき施策を展開。

3 町の動き

町では、「人と暮らし、誰もがいきいきと豊かに暮らせる町 へののみや」を計画の理念に掲げ、第1次地域福祉計画を策定し、以降、計画に基づき、「地域を支える人づくり」や「誰もがつながり合う仕組みづくり」、「誰もが安心して暮らせる環境づくり」、「地域福祉を推進する連携の体制づくり」など、地域福祉の推進に取り組んできました。

また、社協やゆめクラブと連携し「地域の通いの場」を中心に、地域包括支援センターなど地域の関係団体・機関によるネットワークを構築し、要援護者への重層的な支援の充実を図っています。

高齢者や障害者については、医療情報を集約したシートを民生委員を通じて作成し、緊急時に対応をとれる体制を整えるとともに、避難行動要支援者として居住地区と共有することで、災害時の避難誘導に備えています。

しかし、急速に進展する高齢化や少子化、単独世帯の増加など家族形態の変化によって、生活課題はますます多様化・複雑化し、8050問題、ダブルケア、ひきこもり、ヤングケラーなど制度の狭間や社会的孤立といった、従来の行政の枠組みでは解決できない課題が顕在化しています。

こうした中、町では令和3年4月に「ことわらない相談窓口」を開設し、制度や分野に分かれた縦割りでは対応しにくい相談についても、解決へ向けて支援しています。町民一人一人がその人らしい生き方を実現できる社会を目指し取り組みを進めています。

4 町社会福祉協議会の動き

町社会福祉協議会では、それぞれ「ささえあう みんなのまち」「ささえあい、誰もがいきいきと豊かに暮らせる町をめざして」を基本理念に掲げた第1次・第2次地域福祉活動計画に基づき、地区社協部会や社協登録ボランティア団体をはじめ、様々な福祉関係団体、また地域住民と連携し、皆でささえあい、誰もがいきいきと生活できる町づくりの一助となるよう各種事業を展開しつつ、地域福祉の推進に取り組んできました。

地域の居場所づくりや介護予防のために地域住民が中心となって実施している「地域の通いの場」については、町や地区社協部会、ゆめクラブ等と連携し、各種講座の実施や日程の調整などを行い、通いの場の定着、充実を図っています。

多様化・複雑化する地域課題については、認知症サポーター、ボランティアの養成講座や活動支援を行うことで地域の人材育成を図り、高齢者世帯への緊急通報システムの設置・運用による緊急時対応や見守りの体制づくりを推進し、直近のコロナ禍においては生活費等の貸付相談や支援、フードバンクや地域住民の協力による食料品、日用品の支援を通じて地域の困窮者を支える活動に取り組むなど、安心して生活できる環境の整備を進めています。

また、町から受託している地域包括支援センターを中心に、令和3年4月に開設された「ことわらない相談窓口」と連携し、各種相談への対応や高齢者、障害者の権利擁護等の取り組みを進めています。

1 法的根拠

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けるものです。

【社会福祉法（抜粋）】

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（地域住民等）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 計画の位置付け

（1）「二宮町地域福祉計画」の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、策定されます。

「神奈川県地域福祉支援計画」を踏まえるとともに、町の「第5次二宮町総合計画」に基づく個別計画として、福祉に関する町の諸計画と連携をとって策定します。

本計画の策定にあたっては、町の関連計画との整合を図るとともに、国が介護保険制度の中で推進している「地域包括ケアシステム」の構築に向けた体制づくりについても見据えていきます。

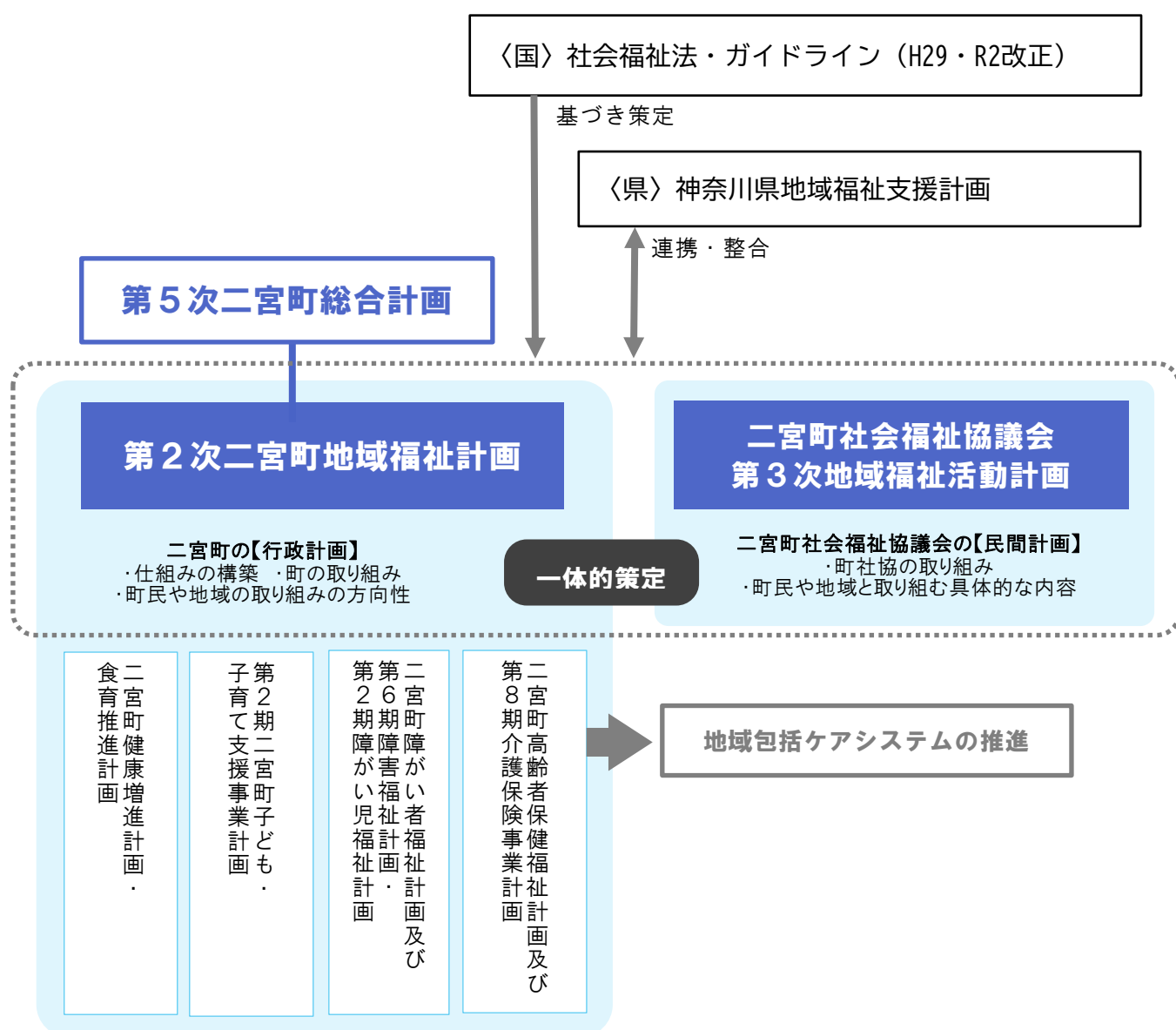
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

「二宮町地域福祉計画」は、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、二宮町として地域福祉を推進するうえでの「理念」と「仕組み」を定めるものです。

また、それらの理念や仕組みをもとに、実現に向けての具体的な活動内容を考える計画が、町社協の策定する「二宮町社会福祉協議会地域福祉活動計画」です。

この「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、車の両輪のようなものであり、これらが連携して策定されることにより、地域にかかわるものの役割や協働が明確化され、より実効性が高まります。

<計画の位置づけのイメージ>



(3) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画とSDGs

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年9月の国際サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における、令和12年までの国際社会共通の目標です。

SDGsは、「誰一人取り残さない」取組にするために、すべての人が参加したパートナーシップを通じて推進することを前文に掲げており、誰もがしあわせを実感できることをめざす地域福祉は、SDGsの実現においても不可欠な取組です。

また、SDGsの17の目標と169のターゲットは統合的に推進することとされており、「すべての人に健康と福祉を」、「貧困をなくそう」、「住み続けられるまちづくりを」をはじめ、地域福祉と関連の深い目標が多くあります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5か年とします。なお、社会情勢の変化等により、計画期間の途中であっても見直しを行う場合があります。

<計画の期間>

	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
二宮町	二宮町地域福祉計画						第2次二宮町地域福祉計画 二宮町社会福祉協議会 第3次地域福祉活動計画				
社会福祉協議会 二宮町	二宮町社会福祉協議会 第2次地域福祉活動計画										

4 計画の推進体制

(1) 計画の推進

本計画を進めていくにあたっては、町や町社協だけでなく、町民との連携・協力、さらには地域で活動する自治会・町内会やボランティア団体、事業者など地域福祉を担う主体それぞれが相互に連携を図り、役割を果たしていくことが大切です。

そのためには、計画に対する理解を得ることが重要であり、本計画の実現に向けて、町及び町社協の広報紙、ホームページなどに掲載するなど、様々な方法で周知・啓発を行い、地域福祉の取り組み推進に向けた意識の醸成を図ります。



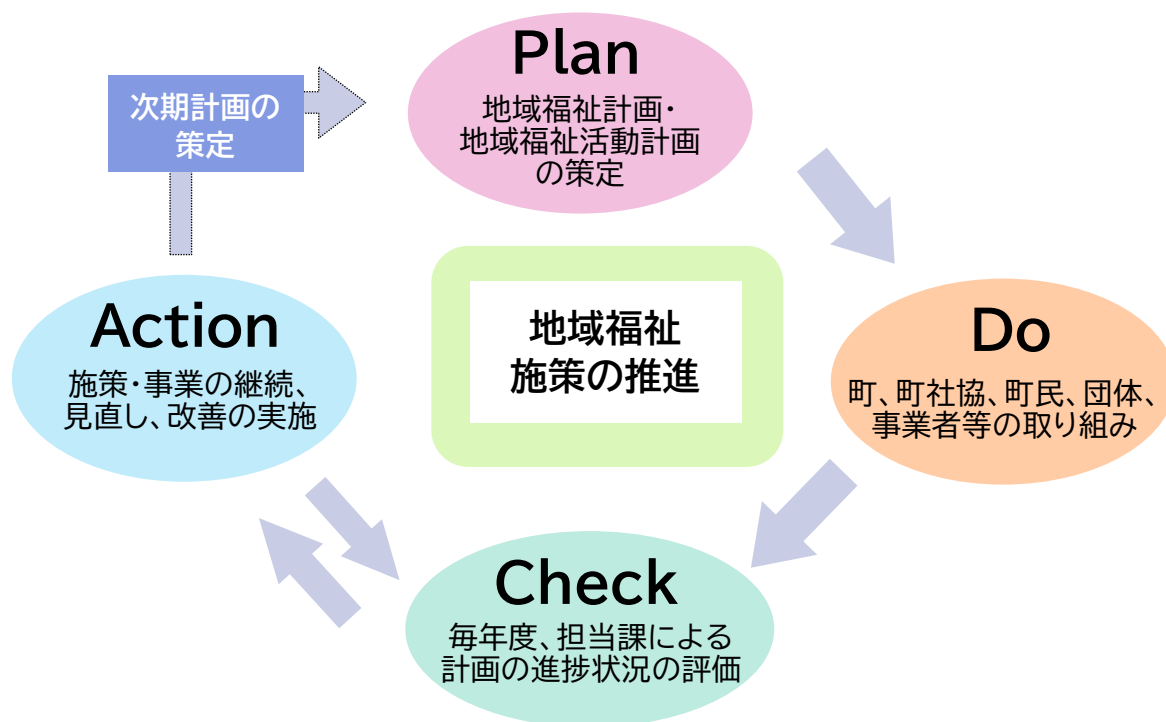
(2) 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクル【Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し・改善）】の理念を活用し、計画の着実な推進を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性を高めていきます。

本計画に記載した各取り組みについて、担当課で進捗状況について評価し、関係各課や町社協と連絡・調整を図りながら、課題については次年度以降の取り組み内容の改善につなげます。

なお、必要に応じて計画期間の途中であっても社会情勢の変化等に応じて計画の見直しを行います。見直した内容については、町ホームページ等を通して町民に広く周知します。

<PDCAサイクルに基づく計画の推進>



第2章

二宮町の地域福祉を 取り巻く現状と課題

第1節 統計からみる現状

- 1 人口の状況
- 2 支援が必要な人の状況

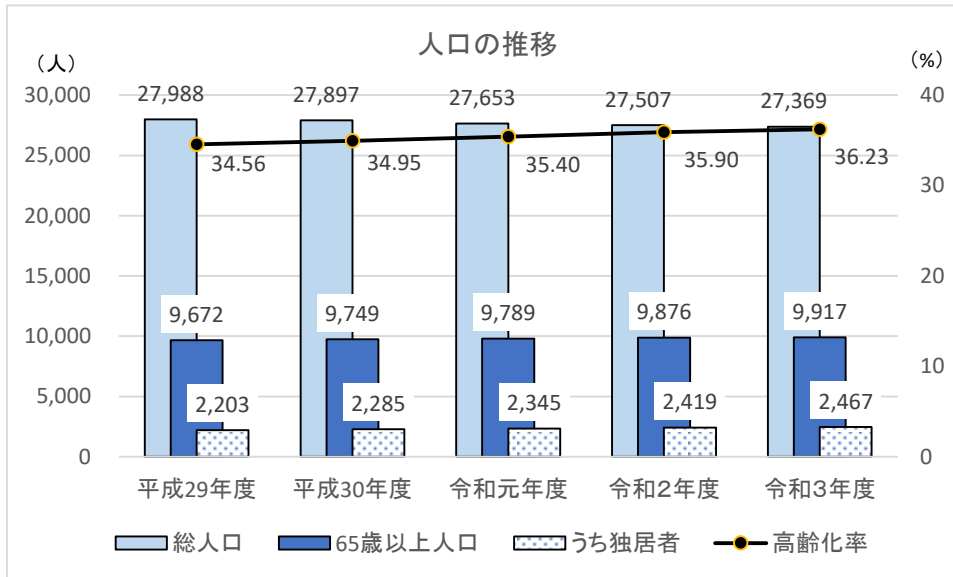
第2節 町民意識アンケート結果からみる現状

- 1 実施概要
- 2 調査結果のまとめ

1 人口の現状

①人口の推移

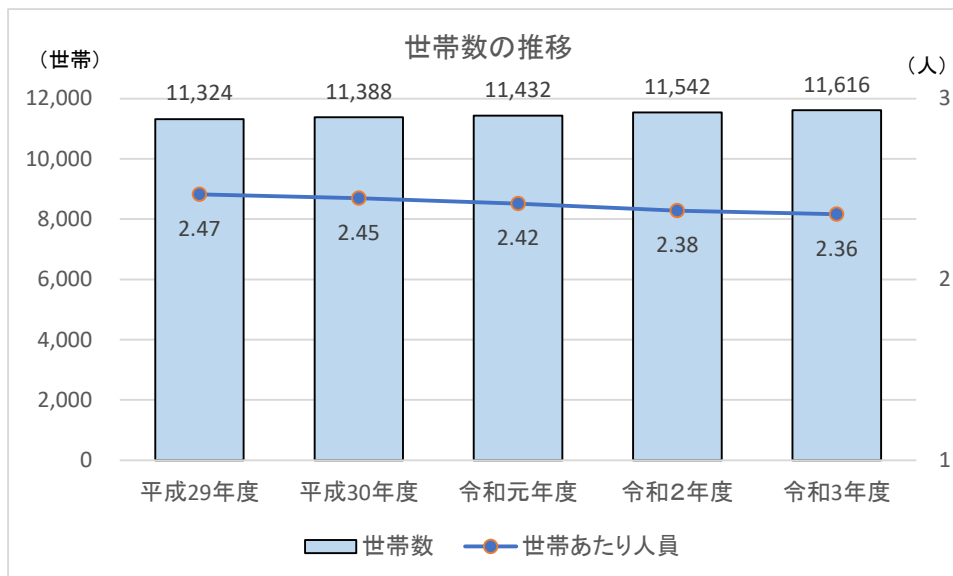
総人口の減少と、約1万人となった65歳以上人口の増加に伴い、高齢化率は上昇傾向となっています。また、65歳以上の独居者数も65歳以上人口と同様に増加しています。



出典：神奈川県年齢別人口統計調査（各年度1月1日時点）

②世帯数の推移

世帯数は毎年増加していますが、1世帯あたりの人員数は減少となっており、2人以下世帯の割合が上昇していると考えられます。

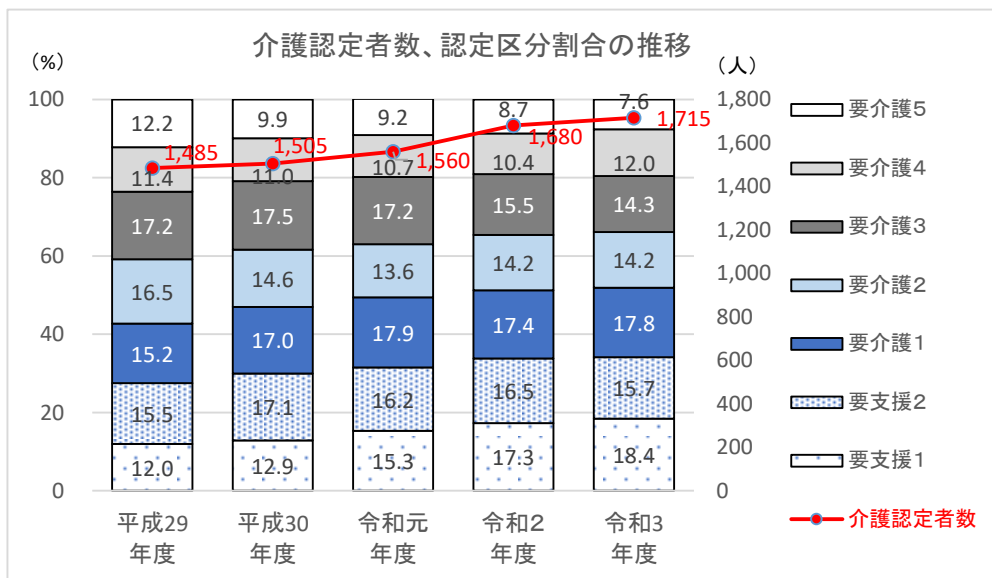


出典：神奈川県年齢別人口統計調査（各年度1月1日時点）

2 支援が必要な人の状況

①要介護・要支援認定者の状況

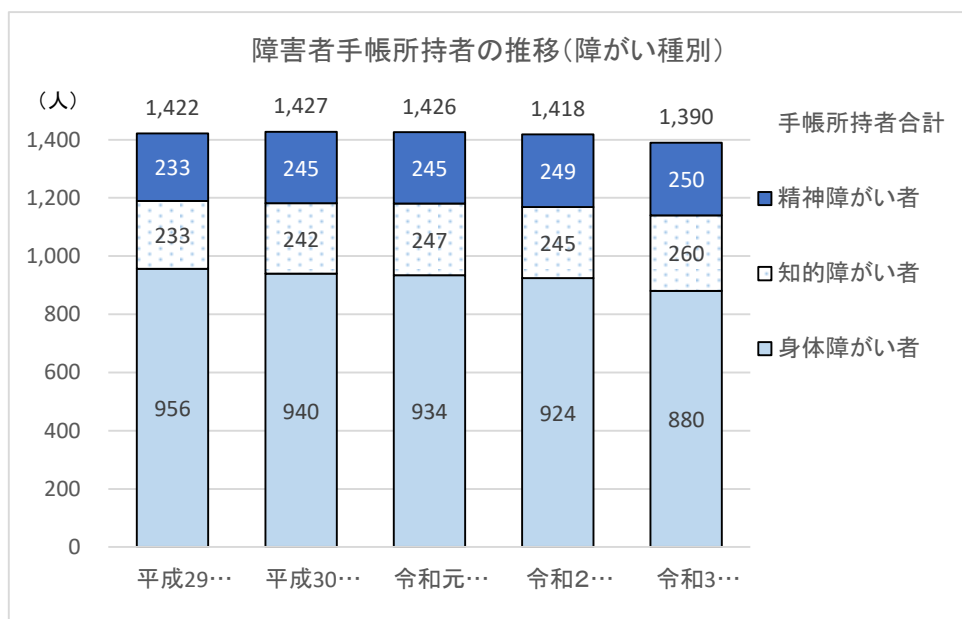
介護認定者数は令和元年度から2年度にかけて大幅に増加しました。認定区分割合では、「要支援1」の上昇が目立っています。



出典：介護保険事業状況報告（各年度3月31日時点）

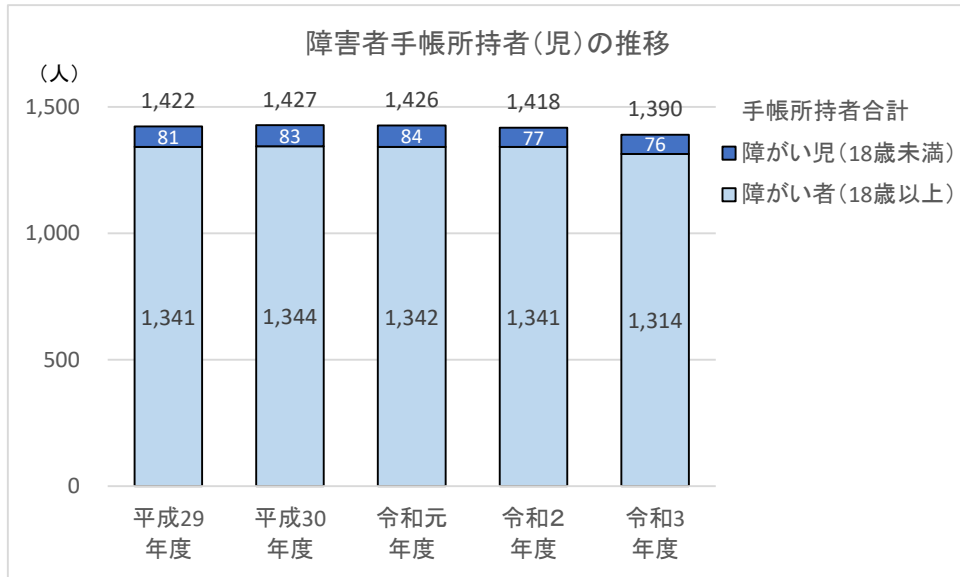
②障がい者の状況

手帳所持者数合計は横ばいで推移しています。令和3年度は例年よりも「身体障がい」が少なく、「知的障がい」がやや多くなっています。



出典：福祉保険課（各年度3月31日時点）

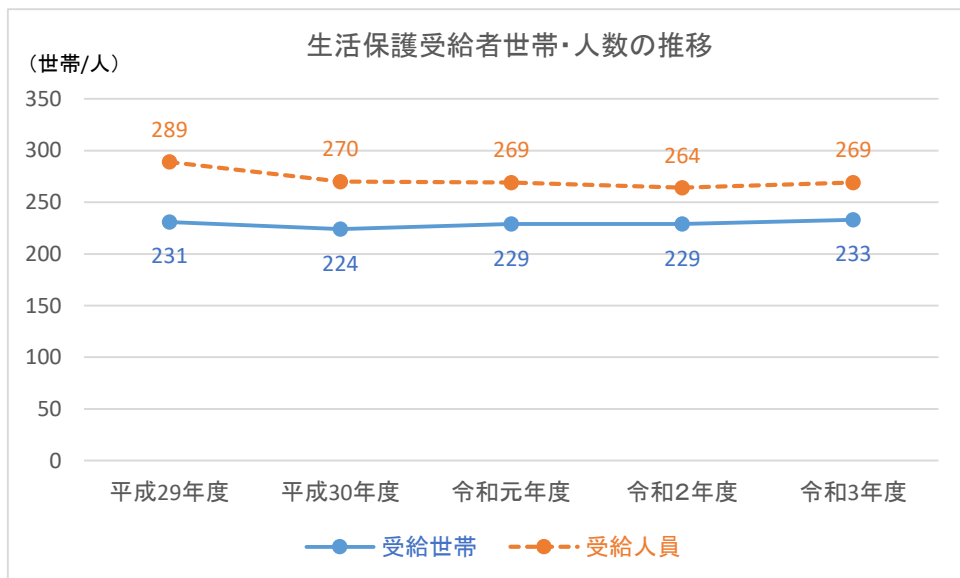
18歳未満の「障がい児」は横ばいで推移し、18歳以上の「障がい者」の令和3年度は例年よりもやや少なくなっています。



出典：福祉保険課（各年度3月31日時点）

③生活保護の状況

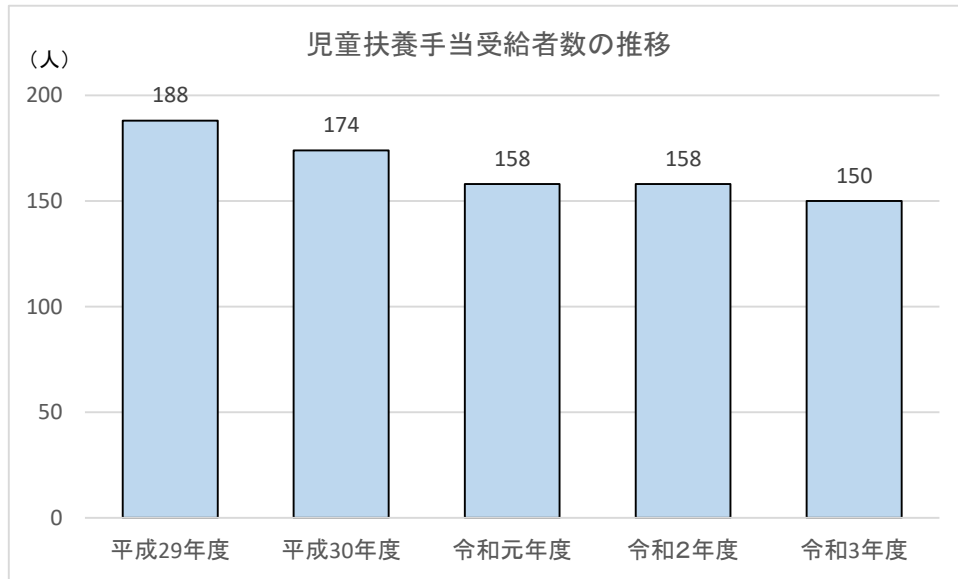
平成30年度以降は受給世帯数、受給人員数ともに横ばいで推移しています。単身世帯増加の影響か、世帯数と人員数は接近しつつあります。



出典：平塚保健福祉事務所（各年度3月31日時点）

④ひとり親家庭の状況

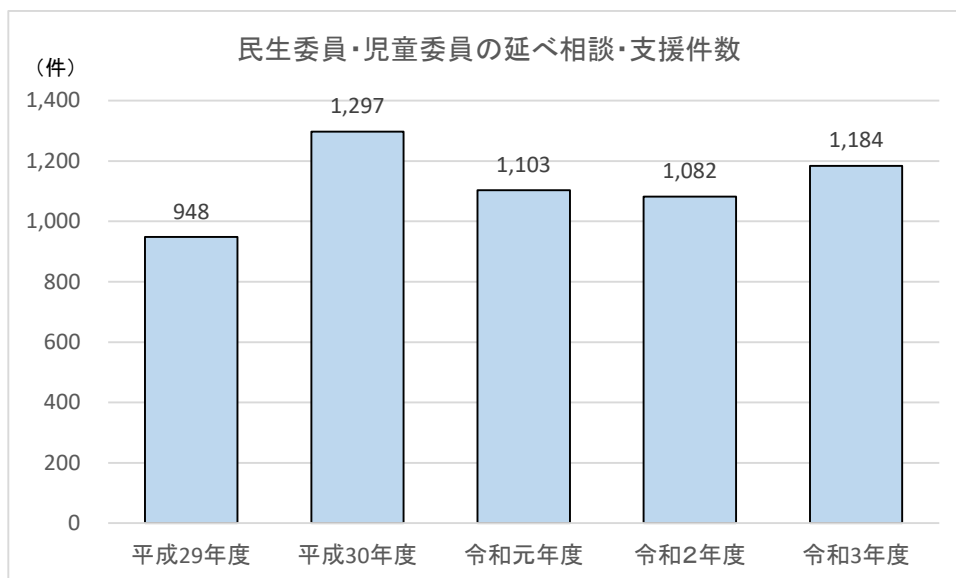
児童扶養手当受給者数は減少傾向にあり、令和3年度は平成29年度に比べて2割減となっています。



出典：子育て・健康課（各年度3月31日時点）

⑤民生委員児童委員の相談・支援

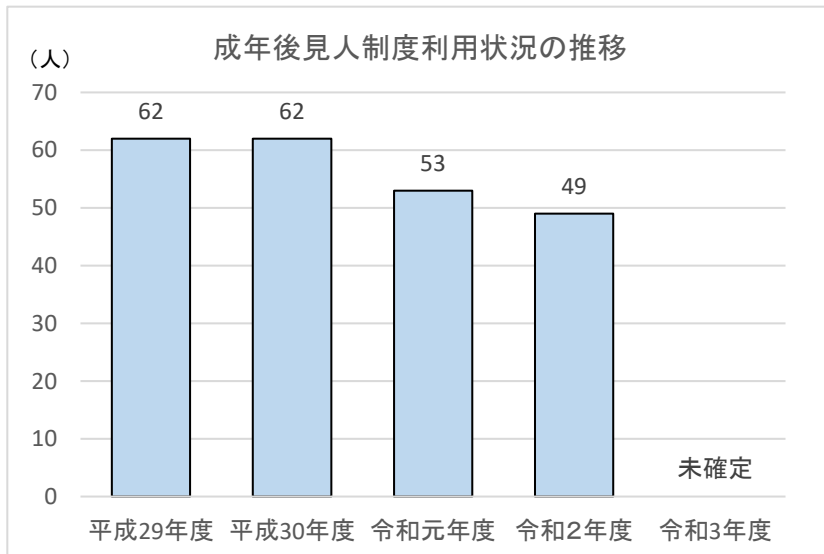
相談・支援の延べ件数は年間1000件前後で推移しています。



出典：福祉保険課（各年度3月31日時点）

⑥成年後見人制度利用状況

成年後見制度利用者数は、近年減少傾向となっています。

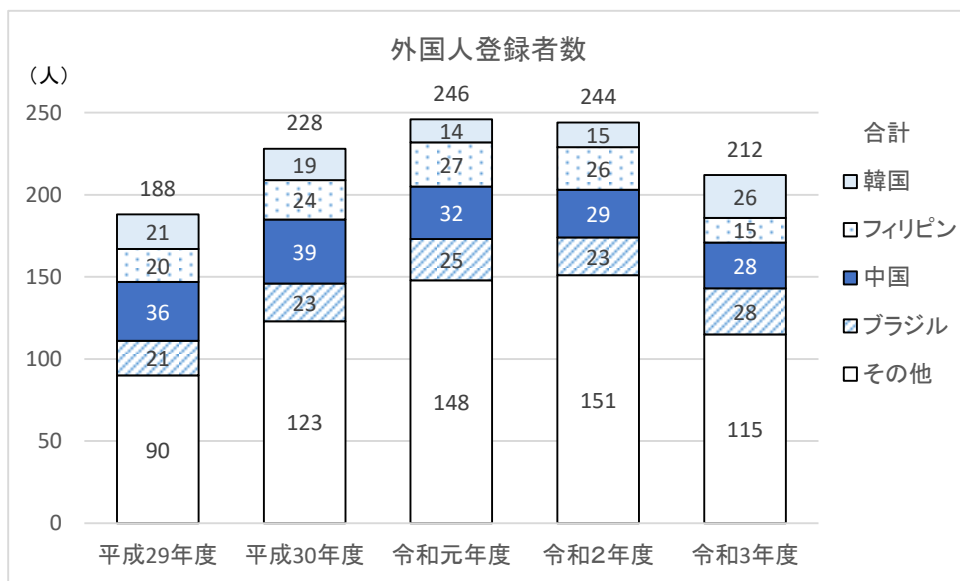


制度利用者 (人)	62	62	53	49	未確定
町長申立件数 (件)	1	1	1	5	2
成年後見制度利用 支援事業利用件数	1	1	1	5	2

各年度12月31日時点

⑦外国人の状況

外国人登録者数は令和2年度までは増加傾向でしたが、令和3年度はコロナ禍の影響か、減少に転じています。令和3年度を出身国別でみると、「フィリピン」の減少とは対照的に「韓国」の増加が目立っています。



出典：戸籍税務課（各年度1月1日時点）

1 実施概要

①調査目的

「第2次二宮町地域福祉計画」及び「二宮町社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画」の策定にあたり、町民の福祉に関する意識や、地域活動の実態や課題を把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施しました。

②調査設計

- (1) 調査地域：二宮町全域
- (2) 調査対象者：20歳以上の二宮町在住者男女個人
- (3) 抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出
- (4) 調査方法：郵送配布・郵送回収
- (5) 調査期間：令和3年9月30日（木）～10月29日（金）

③回収結果

配布数（件）	有効回収数（件）	白票・無効票（件）	有効回収率（％）
1,000	431	0	43.1

※有効回収率は、小数点第2位以下を四捨五入して算出し、小数点第1位までを表示。

④調査結果概要

- ・「福祉」に関心がある町民は全体の8割以上を占める。
- ・近所付き合いの程度は、普段から親しい付き合いをしている町民は少なく、会えばあいさつをかわす程度、立ち話をする程度といった付き合いが多い。
- ・自身が隣近所へ可能な支援は、安否確認や緊急時の手助けであり、一方、自身に困りごとが出来た際に必要な支援についても、同様の支援内容が挙げられる。
- ・地域の範囲を「自治会・町内会」と考える人が最多となり、地域へ愛着がある層、定住意向がある層とともに全体の7割を占める。
- ・居住地区で最も満足度が高い項目は児童・生徒が健全に育つ環境、重要度が高い項目は病気やけがに対する医療体制である。
- ・地域の支援活動へ参加経験のある町民は約4割、今後の参加意向は約5割。参加できない理由は、時間がない、興味がない、勤務などの都合で機会がない等が上位に挙がる。
- ・福祉サービス利用時に不都合や不満を感じたことがある町民は1割。
- ・成年後見制度の利用意向は2割台半ばにとどり、利用したくない理由として「制度の内容や利用方法がよくわからない」、「他人に財産管理をされることに抵抗がある」という考えが多くなっている。
- ・「ことわからない相談窓口」の認知状況は2割弱であり、気軽に相談できそうな、敷居が高くない雰囲気があることが期待されている。
- ・地域包括支援センターが担う役割を知らない町民が約半数を占める。
- ・地域福祉推進のための望ましい形として、行政と町社会福祉協議会が連携して、町民をリードしていく姿勢が求められている。

2 調査結果のまとめ

《1 福祉について》

回答者の8割以上が福祉への関心があることから、一人ひとりが、自分・家族の住む地域について知り、地域における助け合い・支え合いの関係の構築に向けた意識の醸成ができるよう、情報発信、参加や交流の場づくり等の取組を進めることが必要です。

《2 地域との関わりについて》

親しい付き合いをしている回答者は2割弱にとどまり、近所のつながりが希薄化しています。また、個人情報等の壁などから、生活実態がつかめず、支援の必要な方が周囲に気づかれずに地域で孤立しているケースがあります。一方で、隣近所に困っている人がいたときに、安否確認の声かけや緊急時の手助けができると回答した人も多数いたことから、プライバシーの保護に十分配慮しつつも、住民同士の交流の場を確保し、困ったときには、自ら支援を求めやすいような地域づくりが必要です。

さらに、普段から顔の見える関係づくりや地域での防災意識の醸成を図り、有事の際に適切に行動できる地域づくりを進めることが重要です。

《3 地域の満足度について》

地域愛着がある人、定住意向がある人はともに7割を占め高くなっています。一方、居住地区の満足度・重要度をみると、特に「日常生活を支える買い物や交通の利便性」では重要度が高く不満度も高いと回答されています。高齢者や障がい者等が買い物や外出に困難を抱えるケースも増えており、地域での支え合いによる買い物支援や移動支援のニーズが一層高まることが予想されます。

《4 地域活動等について》

地域でのボランティア活動や地域住民に対する各種支援活動は、どの年代、どの居住地域においても多くの町民に参加意向があります。一人ひとりが、自身のライフステージやライフスタイル、福祉への意識・関心に応じて活動に参加できるよう、多様なジャンルの情報発信及び参加機会の提供、コーディネートなどの支援に取り組むことが必要です。

《5 福祉サービスなどについて》

福祉サービス利用者が最も適切な福祉サービスを選択し利用することができるよう、相談体制の確保を図るとともに、広報紙やホームページをはじめとした多様な情報伝達の手法を用いて福祉サービスに関する情報の提供が求められています。

《6 福祉に関する制度・取組みについて》

成年後見制度の「名前も内容も知っている」回答者の割合は全体の約3割にとどまります。成年後見制度は、社会生活上で大きな支障が生じていない、または生じていても、制度の理解や周知が進んでいないなどから、利用に至らないといった実情があります。幅広い町民へ、成年後見制度の理解促進を図るため普及啓発を行うことが必要です。

また、「ことわからない相談窓口」の認知度が2割を満たさないことから、世代や分野を超えて相談を必要としている人に伝わる積極的な情報発信を進めることが必要です。

《7 これからの地域福祉について》

地域福祉推進のために行政と町社会福祉協議会の連携が求められています。そのためには、両者の緊密な連携が必要であり、情報の共有を含めたネットワークづくりを強化し、町民や地域団体等と協働してまちづくりを進めることが必要です。

第3章

計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

近年は、急速な少子高齢化や核家族化が進行する中で、ライフスタイルの多様化や価値観の変化により、地域コミュニティの希薄化が進むなど、個人や地域が抱える課題が複雑化しています。

また、80代の親がひきこもりの50代の子を支える「8050問題」や本来大人が担う家事や家族の世話を日常的に子どもが行うヤングケアラーなど、困難な課題が生じています。

そのような中、支援が必要な人が増加する一方で、生産年齢人口の減少により、家族の支え合いや既存の制度の枠組みだけでは対応できない課題を抱えているなか、誰もが生涯にわたり、住み慣れた地域でその人らしい自立した生活を送るようにすることが重要です。

地域福祉の主役は地域で生活する住民です。地域の中で支援を必要とする人の声を身近な住民が認識し、必要な支援につなげ、すべての住民が安心して生活できる支援体制づくりが必要です。そのためには、住民一人ひとりが地域をよく知ること、福祉を理解することから、誰もが安心してともに暮らせるまちづくりが始まります。地域の中での支援は、行政や特定の団体・企業・個人が個々に行うものではなく、行政・町民・団体・企業すべての人が主体となっていく必要があります。

こうした社会を具現化するため、本計画は、「みんなでつくる」、「みんなで支える」、「誰もがつながるまち」を基本理念として掲げ、二宮町で暮らす誰もがつながり、支えあうまちづくりの実現を目指します。

みんなでつくる みんなで支える
誰もがつながるまち にのみや
